二　法人税法施行令の一部改正関係

1　退職等年金給付積立金等に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準となる退職年金等積立金額の計算方法の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一六五条～第一六八条関係）

2　退職年金等信託の範囲に退職等年金給付積立金の積立ての業務等に係る信託の契約を追加する等、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令第一五条関係）

三　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（財務省）

1　地震保険契約により塡補される損害の区分のうち、半損の損害の区分を大半損と小半損に分割し、大半損の場合には保険金額の一〇〇分の六〇に相当する金額を、小半損の場合には保険金額の一〇〇分の三〇に相当する金額を塡補することとした。（第一条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

3　経過措置に関する規定を設けることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三五二号）（厚生労働省）

一　労働政策審議会令の一部改正関係

職業安定分科会の所掌事務に青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四五年法律第九八号）の規定により労働政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（第三条関係）

二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係

公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律に青少年の雇用の促進等に関する法律を追加することとした。（第五条関係）

三　厚生労働省組織令の一部改正関係

職業安定局派遣・有期労働対策部及び同部企画課の所掌事務として、学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）を追加することとした。（第七条関係）

四　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令（政令第三五三号）（厚生労働省）

1　理容師及び美容師の登録について、手数料の額を改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定（条約第六号）（外務省）

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第六条関係）

7　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求であって当該他方の締約国の投資を許可した日に存在しないものを課し、又は強制してはならない旨定める。（第七条関係）

8　各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第八条関係）

9　各締約国は、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとる旨定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一三条関係）

14　自国の投資家に対して保証契約等に基づいて支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一四条関係）

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について定める。（第一五条関係）

16　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一六条関係）

17　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）

18　各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一八条関係）

19　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一九条関係）

20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならないこと等について定める。（第二一条関係）

22　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第二二条関係）

23　合同委員会の設置について定める。（第二三条関係）

24　両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。（第二四条関係）

25　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二五条関係）

26　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二六条関係）